

自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

自転車安全利用啓発動画の作成及び広報業務

2 業務の目的

令和8年4月に導入された自転車の道路交通法違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）をはじめとし、栃木県自転車条例における乗車用ヘルメットの着用努力義務、自転車損害賠償保険への加入義務など、自転車をとりまくルールは年々複雑になっている。

このような状況を受け、自転車乗車のルールをわかりやすく説明する啓発動画を作成し、広く県民に向けて視聴機会を提供することで周知徹底を図り、自転車運転マナーの向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年9月30日（水）まで

4 業務内容

（1）自転車安全利用啓発動画の作成及び広報

以下に掲げる業務について実施すること。

なお、制作内容については、企画提案書を元に栃木県と十分に協議を行った上で決定する。

（2）制作物

ア 自転車安全利用啓発動画（テレビCMとして使用可能なもの）1本（30秒）

イ 動画に係るYouTube掲載用サムネイル画像

（3）視聴対象

自転車利用者（全世代）

（4）内容及び主な用途等

「別紙」を参考に制作すること。

ア 自転車の道路交通法違反に対する交通反則通告制度（青切符制度）及び栃木県自転車条例（特に乗車用ヘルメット着用の努力義務及び自転車保険加入義務）について啓発する30秒の動画を作成すること。

イ 自転車安全利用の重要性を知り、実践するきっかけになる動画を制作すること。

ウ 幅広い世代が受け入れやすいよう、芝居やアニメーションを用いる、ナレーションで解説を加える、専門的な用語はわかりやすい言葉で表現するなどの工夫を凝らすこと。

エ 企画、構成立案、ナレーション作成、素材収集・作成、撮影、編集等動画制作、広報に係る一切の業務について実施すること。

オ 無音声であっても内容を把握できるよう、字幕（日本語）付きとすること。

カ 作成した動画を用いて、広く県民が視聴できる方法で一定期間の広報を行うこと。なお、広報にかかる費用は委託料に含まれるものとする。

キ 広報の方法は、テレビCM又は映画館の上映前広告を想定し、期間については令和8（2026）年7月下旬から8月下旬の間、1～2週間程度継続して行うこととする。なお、1日当たりの放送回数は任意とする。

(5) 仕様

ア データ形式

- ・MP4等一般的なWindows PCでの再生やWeb配信が可能な形式とする
- ・テレビCMの場合、MXFファイルでも作成する

イ 画面縦横比

16:9

ウ 解像度

フルハイビジョン以上

5 履行にあたっての留意点

動画の制作にあたっては、次の事項に留意すること

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに実施計画及び実施体制を栃木県に提出し、随時進行状況を報告すること。
- (2) 受託者は、栃木県との綿密な調整の上で動画案を制作すること。動画制作に取り掛かる前段階で構成案を作成し、栃木県による校正及び確認を2回以上行うこと。撮影・編集後の動画案について栃木県による校正及び確認を2回以上行うこと。また、校正や確認に十分に対応可能な体制を整えること。
- (3) 制作スタッフはディレクターを含む2名以上の体制を整えること。
- (4) 動画にアニメーション等を用いる場合、登場するのは人物とし、動物の擬人化等を行わないこと。
- (5) 動画の制作段階で、構成案の修正が必要になった場合は、栃木県の承認を得た上で、構成案を修正し、修正後の構成案を栃木県に提出すること。
- (6) 制作物の表現等には、特定の商品等の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現など官公庁として相応しくない内容を盛り込まないこと。
- (7) 動画の最後に監修者名や栃木県が提供するロゴ等の表示を入れること。
- (8) 制作した動画は期限を定めず使用できるものとする。
- (9) その他詳細については、別途栃木県と協議すること。

6 納品物

各納品媒体に、格納されたデータの内容、制作時期等を明示すること。

(1) 動画データ等

ア 制作動画に係る動画データ一式

イ YouTube掲載用サムネイル画像

ウ 各種素材一式（映像、イラスト、図表等）

（一式をHDD等PCで読み込み可能な大容量記録媒体に格納して納品すること。）

エ XDCAM1本（テレビ局搬入用）

(2) 再生用ディスク

DVDディスク2枚

（一般的な家庭用プレイヤーで再生でき、またDVD及びブルーレイドライブ付きPCで複製が可能な形式で納品すること。）

(3) 事業実績報告書

事業の実施状況等についてまとめた事業実績報告書（様式任意）

（紙媒体1部及び電子データ。電子データは動画データ等と併せて（1）ウのHDD等PCで読み込み可能な大容量記録媒体に格納して納品すること。）

(4) 納品先

栃木県 生活文化スポーツ部 くらし安全安心課 生活・交通安全担当

7 成果物に関する権利の帰属等

(1) 著作権等の取扱い

ア 本業務にて制作した動画データ、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、栃木県に帰属するものとする。

イ 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、受託者において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。

ウ 受託者は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

なお、これらの手続きを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。

(2) 二次使用について

栃木県は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、受託者はそのために必要な手続きを行うこと。

8 その他

(1) 業務責任者の通知

委託契約締結後、受託者は、業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、栃木県に書面で提出するものとする。

(2) 再委託について

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認められるときは、あらかじめ栃木県と協議の上、その一部を再委託することができる。

(3) 守秘義務について

受託者は、本業務を実施する上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(4) 仕様書にない事項の取扱い

本仕様書に明示のない事項又は内容に疑義が生じた場合は、栃木県と受託者が協議の上、その取扱いについて定めることとする。

作成する動画について

本プロポーザルにおいて作成する動画は、本紙の内容を踏まえたものとする。

ただし、本動画は数年に渡ってテレビCMや街頭ビジョン、Y o u T u b e 等において広く一般に公開することを目的として作成するため、公開時期が限定される表現、過剰な演出、いたずらに不安を煽るだけの内容にならないよう配慮を要する。

1 自転車の道路交通法違反に対する交通反則通告制度について

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正により、令和 8（2026）年 4 月 1 日から、16 歳以上の者が行った自転車の反則行為に対しても「交通反則通告制度（青切符）」が適用されることとなった。青切符の概要を広く一般に知らせるため、以下内容を周知する。

(1) 青切符の対象となる違反行為の例

- ① 重大な事故につながる恐れが高い違反（即検挙）
例）携帯電話使用等、遮断踏切立入り、自転車制動装置不良
- ② 実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき等
例）信号無視をして他の車両に急ブレーキをかけさせた等
- ③ 警察官から指導警告されているにもかかわらず違反を行ったとき

(2) 自転車の主な交通違反と、課される反則金

- ① 並進走行・二人乗り等・・・3,000 円
- ② 指定場所一時不停止、傘差し・イヤホン使用等・・・5,000 円
- ③ 右側通行、信号無視等・・・6,000 円
- ④ 遮断踏切立入り・・・7,000 円
- ⑤ 携帯電話使用等（保持）・・・12,000 円

(3) 青切符が交付された後の流れ

2 栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

令和 4（2022）年 4 月 1 日に施行された乗車用ヘルメット着用努力義務及び同年 7 月 1 日に施行された自転車損害賠償責任保険等への加入義務について周知する。

3 その他

特定小型原動機付自転車の乗車ルールについて、乗車用ヘルメット着用の努力義務があること、原則車道を通行する必要があること、16 歳未満の運転、飲酒運転及び二人乗りが禁止されていること等を周知する。